

「秋田市一般廃棄物処理基本計画（原案）」へのご意見とご意見に対する考え方

番号	該当箇所	ご意見（要旨）	ご意見に対する考え方（案）
1	計画全体	専門用語の多用が多く市民にはとても難解で理解しづらい。市民にパブリックコメントを求めても意味がなく無理がある。	専門用語についてはできる限り少なくするよういたしましたが、どうしても使用しなければならない専門用語については、計画原案の最後に【用語解説】を設けております。
2	P 3 第1章第1節 計画策定の趣旨	将来のゴミ廃棄数量予測としてAI及びITの革新的技術を取り入れ科学的要素を活用しないのか。	今後5年間のごみ排出量の予測に当たっては、計画原案で採用している直近の排出量に人口変動率を乗じる方法が誤差が少ないと考えております。 AI等最新技術の利用方法については、今後、情報収集に努めてまいります。
3	P 6 第1章第3節 計画の進行管理	マネジメントシステム（PDCAサイクル）とは一体どんな内容か。	PDCAサイクルについては、計画原案の【用語解説】に記載しております。
4	P 1 1 第2章第2節1 廃棄物処理に関する基本的な考え	国の政策と一心同体の姿勢が強くにじむも本当にわずか5年間で実行達成可能と考えるのか。	当該箇所でお示ししているのは、今後5年間における本市の廃棄物処理に関する基本的方向性であり、この考えに従って廃棄物の処理に取り組むこととしております。
5	P 1 6 第3章第1節1イ 処分	スラグ・メタルとは何か。熔融処理とは何か。	スラグ・メタルについては、計画原案の【用語解説】に記載しております。 熔融処理とは、約1,800℃の高温でごみを溶かす処理方法のことを言います。

6	P 1 9 第 3 章第 1 節 2 (1) ごみ排出量	今後も大幅なごみ排出量の減少が予測されるならばごみ袋の処理手数料に見合う料金設定の見直しをすべき。 (平成14年の溶融炉で最終処分量の減少を確認していることから、手数料徴収の値下げは可能と推察する。)	現在の手数料額は、国の調査における金額と排出抑制効果との関係などを踏まえて設定したものであり、排出抑制効果の低下につながるおそれのある手数料の減額については、現在のところ考えておりません。
7	P 2 6 第 3 章第 1 節 2 (8) 最終処分量	業者との交渉で市役所はもっと委託料削減に努力すべき。業者の全て言いなりでは談合とみなされる。	委託料については、関係法令や積算基準に従って適切に積算しております。
8	P 2 7 第 3 章第 1 節 2 (9) ごみ処理経費	コンプライアンス・ガバナンスに気を付け、業者との公平的確な委託料を算出し低減のためねばり強い交渉を行い、徴収手数料の軽減化を図ること。	委託料については、関係法令や積算基準に従って適切に積算しております。
9	P 2 8 第 3 章第 1 節 3 (1) ごみの発生抑制	農村部など、敷地の広いエリアでは、家庭での処理をほぼほぼ公認する風潮をつくれれば、農村部からのごみは減少するのではないか。	ごみを焼却したり土に埋める行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されております。 なお、家庭から排出される生ごみについては、コンポスターを利用した堆肥化等により有効利用することがごみの減量につながることから、引き続き推奨してまいります。
10	P 2 8 第 3 章第 1 節 3 (1) ごみの発生抑制	家庭ごみ袋の手数料を半分くらいに減額してほしい。	現在の手数料額は、国の調査における金額と排出抑制効果との関係などを踏まえて設定したものであり、排出抑制効果の低下につながるおそれのある手数料の減額については、現在のところ考えておりません。
11	P 2 8 第 3 章第 1 節 3 (1) ごみの発生抑制	食品ロスは、献立を 1 週間分決めて、計画的に買い物する習慣を身に付けるように努力することで、少しは解決できるのではと思います。	ご意見として、市民への啓発の際の参考とさせていただきます。

12	P 2 8 第 3 章 第 1 節 3 (1) ごみの発生抑制	毎日、なにげなくごみを捨てていて、家庭ごみもそんなに減っていない数字を見て、考え直して、毎日の生活を改めることとする。	計画原案では、ごみ処理の基本方針(P31)の一つとして、廃棄型から循環型へ、ライフスタイルの変革を推進することとしており、ご意見のとおり、一人ひとりが何気なくごみを捨てている毎日の生活を変えていくよう啓発に努めてまいります。
13	P 2 8 第 3 章 第 1 節 3 (1) ごみの発生抑制	<p>【意見書案】 近年、家庭ごみの削減率は市民の努力((1))にもかかわらず、横ばい((2))傾向にある。</p> <p>【意見書案の説明】 (1) 市民の努力の根拠 現溶融炉の稼働に伴い、プラスチック廃棄物がコークス使用量削減の代替品として使用されることになり、それまでの資源ごみから家庭ごみとして取り扱われるようになった結果、家庭ごみの量は増大したものの、長期的に減少したのは市民の努力によるものである。</p> <p>(2) 横ばい傾向の根拠 過去 3 年間 (29 年度から 31 年度) の市民 1 人当りの排出量を年間で見た場合、完全に排出量の下げ止まり、横ばい傾向が顕著となっている。また、月別で見ても、過去 4 年間 (29 年度から 2 年度) の 9 月で比較した場合、下げ止まり、横ばい傾向が顕著となっており、減少傾向を示す鈍化は、現状からして必ずしも正確な表現であると言い難いと考えます。</p>	<p>本市では、ペットボトルを除くプラスチックごみを資源化物として取り扱ったことはありません。</p> <p>一方、ご指摘のとおり、一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量が長期的に減少傾向を示しており、これは、市民の努力によるものと認識しております。</p> <p>以上から、当該箇所を以下のとおり修正いたします。</p> <p>「家庭系ごみについては、家庭ごみ、粗大ごみ、水銀含有ごみおよび資源化物のうち、排出量の約 8 割を占める家庭ごみを平成 2 4 年 7 月以降有料で処理しており、その効果と市民の努力により、一人 1 日当たりの排出量は減少傾向にありますが、近年、家庭ごみの削減率は鈍化傾向にあります。」</p> <p>また、近年の市民一人当たりの家庭ごみ排出量については、計画原案の第 3 章 第 1 節 (3) 一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (P 2 1) のとおりであり、過去 5 年間の傾向としては削減率が鈍化している状況にあると捉えております。</p>
14	P 2 9 第 3 章 第 1 節 3 (2) 分別・リユース・リサイクル	プラスチックごみの分別収集には賛成である。	計画原案に記載のとおり、国の法整備等の動向を注視しつつ、本市の処理施設の現状やリサイクル技術の進展、分別に伴う市民負担等を踏まえ検討してまいります。

15	P 2 9 第3章第1節3 (2) 分別・リユース・リサイクル	リユースショップとはどういう意味か。	リユースショップとは、不要になった製品を買い取り販売する店のことを言います。
16	P 3 1 第3章第2節2 (1) 環境への負荷を低減していくため、ごみの発生を抑制していく	何を繰り返し使用するのか明確ではない。	第3章第4節スマートあきたプラン1 (2) 2 Rの促進(P38)に記載のとおり、具体的な製品に関わらず繰り返し使用できる商品全般を示しています。
17	P 3 1 第3章第2節2 (3) 事業者、市民に対する環境教育や情報発信の充実	この項が非常に貧弱に感じる。 地域や児童・生徒が同じ目線で環境を考えることが出来る場面をつくることも含めて、再検討してはどうか。	ご指摘を踏まえ、当該箇所を以下のとおり修正します。 「事業者や市民に対しごみの減量化に関する意識を育むことや、循環型社会の形成を促進するため、 <u>テレビ・ラジオの市政番組や広報あきたでの啓発のほか、社会や地域、学校などを通じ、環境学習副読本の活用やごみ処理施設の見学などの環境教育に取り組んでいきます。特に事業者に対しては、プラスチックごみによる環境汚染の実態について啓発し、バイオプラスチックを積極的に利用するよう取組を進めていきます</u> 」
18	P 3 1 第3章第2節2 (3) 事業者、市民に対する環境教育や情報発信の充実 【計画原案】 上記の番号「16」と同じ	テレビやCM、ラジオ、新聞で秋田市でごみの処理問題をとりあげ、みんなに知ってもらい、一人一人の意識を高めることが大切ではないか。	
19	P 3 3 第3章第2節4 それぞれの役割	事業者との役割の分担がありますが委託料の正否について市が監視するシステムも必要であり追加設定すること。	委託料については、関係法令や積算基準に従って適切に積算しております。
20	その他	ごみの出ないライフスタイルやごみの減量のための活動、一人一人の自覚、実行が大切だと思いました。	ご意見のとおり、ごみ処理の基本方針(P31)の一つとして、廃棄型から循環型へ、ライフスタイルの変革を推進することとしております。
21	その他	秋田市としても、資源を生かした木材繊維を活用して、製造工場の立地に対して力を入れて押し進めればプラスチックゴミの削減ばかりではなく工業生産の拡大により、働く機会が多くなり、人口減少対策にもつながつと思います。	第3章第4節スマートあきたプラン1 (7) 廃棄物を資源として循環利用する循環型産業の活用を推進 (P38) で記載のとおり、木材等を有効利用する等の民間事業者が取り組む循環産業との連携を推進することとしており、ご意見については、参考とさせていただきます。

この他、本計画の見直しに係るご意見以外のご意見等については、参考として承ります。